岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年規則第5号。以下｢規則｣という。）第２６条の規定に基づき、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金（以下｢本補助金｣という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

1. 本補助金は、魅力あるコンテンツ造成の取組を支援することにより、ポストコロナ時代の多様なニーズに対応した持続可能な観光地づくりを図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

1. 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、対象事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第５欄に定める額を限度とする。）以下とする。

３　同一の事業実施主体が行う同種の事業に対する補助は、同一年度１回に限るものとする。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱に定める様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　町長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）によるものとする。

３　町長は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（申請事項の変更）

第６条　規則第１０条第１項の規定による申請は、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金変更承認申請書（様式第５号）によるものとし、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金事業計画書（様式第１号）及び岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金収支予算書（様式第２号）を添付するものとする。

２　同項ただし書きの町長の定める軽微な変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額を伴うもの

（２）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（実績報告の時期等）

第７条　規則第１７条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日、又は対象事業等の完了予定年月日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　前項の報告は、岩美町観光コンテンツ造成支援事業実績報告書（様式第６号）によるものとし、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金事業報告書（様式第７号）及び岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金収支決算書（様式第８号）を添付するものとする。

３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金仕入控除税額確定報告書（様式第４号）により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第８条　補助事業者は補助事業等により取得し又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）を経過した財産については、この限りでない。

（商品の販売継続）

第９条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、補助事業の成果である観光コンテンツを商品として販売するよう努めなければならない。

（雑則）

第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度事業に限り適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １  対象事業 | ２  事業実施  主体 | ３  補助対象経費 | ４  補助率 | ５  補助限度額 |
| 新たな観光コンテンツの造成  （山陰海岸ジオパークエリアにおいて初導入で岩美町内で実施する事業に限る）  ※既存の観光コンテンツの磨き上げは対象外。 | 岩美町内に本店、支店又は営業所を有する民間事業者  （複数による民間事業者又は団体による実施を含む） | ・観光メニューの造成に必要な次に掲げる経費  （１）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）  （２）備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）  （３）需用費（消耗印刷費、印刷製本費等）  （４）役務費（通信運搬費、広告料、保険料、臨時的に雇い入れたアルバイト者のアルバイト代等）  （５）モニターツアー費（貸切バス等料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）  （６）委託料  （７）使用料及び賃借料 | 国・県等による特定財源を除く、事業費の１／２ | １，０００千円 |

様式第１号(第４条、第６条関係)

年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金事業計画書

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者団体名及び  代表者名 |  |
| 担　当　者　名 |  |
| 連絡先（電話番号） |  |

２　事業の概要

|  |
| --- |
| １　事業目的  ２　事業計画の内容  ３　実施場所  ４　実施期間  ５　その他参考となる事項（誘客ルート・情報発信の方法、モニターツアーの実施等）  ６　他の補助金の活用の有無（有・無）  ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。  ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。  ７　消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）  ※消費税の取扱いについていずれかに○をしてください。  ８　その他  ※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。  ※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。 |

様式第２号(第４条、第６条関係)

年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金収支予算書

（収入の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 変更予算額 | 差引増減額 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

（支出の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 変更予算額 | 差引増減額 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

岩美町長

（公印省略）

年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　（１）算定基準額　　金　　　　　　　円

（２）交付決定額　　金　　　　　　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱第３条第２項の規定を適用して算出した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等にあたっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

岩美町長　　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年　　月　　日付第　　　号で交付決定を受けた　年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱第７条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額及び補助対象経費の額

　（１）補助金の確定額　　　　　　　　金　　　　　　　円

（２）補助対象経費の額　　　　　　　金　　　　　　　円

　　（　　　　年　　月　　日付第　　　　　号による通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

　　　金　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額

　　　　　金　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２＞０の場合）

１の（１）

（３－２）×　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

１の（２）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること

様式第５号(第６条関係)

年　　月　　日

岩美町長　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　　　年　　月　　日付第　　　　号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、岩美町補助金等交付規則第１０条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金 |
| 交付決定額 | 円 |
| 変更（中止・廃止）  後の額 | 円 |
| 差引 | 円 |
| 変更（中止・廃止）  の時期 |  |
| 変更（中止・廃止）  の理由 |  |
| 添　付　資　料 | １　変更（中止・廃止）後の事業計画書  ２　変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類） |

様式第６号(第７条関係)

年　　月　　日

岩美町長　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業実績報告書

　年　　月　　日付第　　　号をもって交付決定通知（及び　　年　　月　　日付第　　　号で変更通知）のあった事業の実績について、岩美町補助金等交付規則第１７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補 助 金 の 名 称 | 岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金 | |
| 交　付　決　定 | 算 定 基 準 額 | 交 付 決 定 額 |
| 円 | 円 |
| 実　　　　　績 | 円 | 円 |
| 差　　　　　引 | 円 | 円 |
| 添　付　書　類 | １　事業実績書  ２　収支決算書（に準ずる書類） | |

様式第７号(第７条関係)

年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金事業報告書

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者団体名及び  代表者名 |  |
| 担　当　者　名 |  |
| 連絡先（電話番号） |  |

２　事業の概要

|  |
| --- |
| １　事業の目的  ２　事業の成果  ３　実施場所  ４　実施期間  ５　その他参考となる事項（誘客ルート・情報発信の方法、モニターツアーの実施等）  ６　他の補助金の活用の有無（有・無）  ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。  ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。  ７　消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）  ※消費税の取扱いについていずれかに○をしてください。  ８　その他  ※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。  ※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。 |

様式第８号(第７条関係)

年度岩美町観光コンテンツ造成支援事業補助金収支決算書

（収入の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

（支出の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |